

生駒市規則第 10 号

生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 24 年 3 月 30 日

生駒市長 山下 真

生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則

生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（平成 5 年 12 月生駒市規則第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 許可申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。